

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（二四福保高介第一八八二号）新旧対照表（抄）

改正後（令和6年4月～）	改正前（～令和6年3月）
<p>第三 介護サービス</p> <p>一 訪問介護</p> <p>2 設備に関する基準（居宅条例第七条）</p> <p>(1) 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業所には、利用申込の受付、相談等に対応する<u>適切な</u>スペースを確保するものとする。</p>	<p>第三 介護サービス</p> <p>一 訪問介護</p> <p>2 設備に関する基準（居宅条例第七条）</p> <p>(1) 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、<u>同一の事業者が事業所内において別の事業を運営する場合のみ</u>、間仕切りをする等<u>当該他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、当該他の事業と同一の事務室であつても差し支えない</u>。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業所には、<u>利用者のプライバシー保護に配慮した適切な設備として</u>、利用申込の受付、相談等に対</p>

二 訪問入浴介護

2 設備に関する基準（居宅条例第五十条）

- (1) 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。
- (2) 指定訪問入浴介護事業所には、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保するものとする。

応するための相談室またはパーティション等により設けた
相談スペースを確保するものとする。

二 訪問入浴介護

2 設備に関する基準（居宅条例第五十条）

- (1) 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、同一の事業者が事業所内において別の事業を運営する場合のみ、間仕切りをする等当該他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、当該他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。
- (2) 指定訪問入浴介護事業所には、利用者のプライバシー保護に配慮した適切なスペースとして利用申込の受付、相談等に対応するための相談室または間仕切り等により設けた相談スペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために
必要なスペースを確保するものとする。

三 訪問看護

2 設備に関する基準

(1) 指定訪問看護ステーションの場合(居宅条例第六十六条第一項)

① 指定訪問看護ステーションには、運営に必要な面積を有する専用の事務室を設ける必要がある。ただし、当該指定訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合には、両者を共用することは差し支えない。また、当該指定訪問看護ステーションが、他の事業の事業所を兼ねる場合には、必要な広さの専用の区画を有することで差し支えないものとする。なお、この場合に、区分されていなくても業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものである。

② 指定訪問看護ステーションには、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

三 訪問看護

2 設備に関する基準

(1) 指定訪問看護ステーションの場合(居宅条例第六十六条第一項)

① 指定訪問看護ステーションには、運営に必要な面積を有する専用の事務室を設ける必要がある。ただし、当該指定訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合には、両者を共用することは差し支えない。また、当該指定訪問看護ステーションが、同一事業者の他の事業の事業所を兼ねる場合のみ、必要な広さの専用の区画を有することで差し支えないものとする。なお、この場合に、区分されていなくても業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものである。

② 指定訪問看護ステーションには、利用者のプライバシー保護に配慮した適切なスペースとして、利用申込の受付、相談等に対応するための相談室又は間仕切り

- ③ 指定訪問看護に必要な設備及び備品等を確保する必要がある。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等を備えること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問看護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

一一 福祉用具貸与

2 設備に関する基準

- (1) 指定福祉用具貸与事業所には、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

一二 特定福祉用具販売

等により設けた相談スペースを確保するものとする。

- ③ 指定訪問看護に必要な設備及び備品等を確保する必要がある。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等を備えること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問看護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとするが、感染症予防に必要な設備等については専用の設備等であることが望ましい。

一一 福祉用具貸与

2 設備に関する基準

- (1) 指定福祉用具貸与事業所には、利用者のプライバシー保護に配慮した適切なスペースとして、利用申込の受付、相談等に対応するための相談室または間仕切り等により設けた相談スペースを確保するものとする。

一二 特定福祉用具販売

2 設備に関する基準

- (1) 指定特定福祉用具販売事業所には、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

2 設備に関する基準

- (1) 指定特定福祉用具販売事業所には、利用者のプライバシー保護に配慮した適切なスペースとして、利用申込の受付、相談等に対応するための相談室または間仕切り等により設けた相談スペースを確保するものとする